行政相談

行政相談週間 10月15日(月)~22日(日) 困ったら 一人で悩まず 行政相談

「行政相談」ってご存じですか?

「行政相談」とは、国やNTTなどの特殊法人等の仕事について、みなさんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

総務省では、この行政相談制度をみなさんにもっとよく知っていただき、利用していただくため、10月15日(月)から21日(日)までの一週間を「行政相談週間」として、全国的にいろいろな行事を行います。

この週間にちなんで、当町でも、次のとおり「行政相談所」を開設します。

年金、保険、税金、登記、道路、福祉など役所の仕事について、お気軽にご相談ください(下記参照)。

と き 10月22日(月)13時30分から15時30分

と こ ろ 保健福祉センター「さわやか村」2階研修室

相談担当者 行政相談委員 渡邊裕二

「行政相談委員」とは、総務大臣が委嘱している民間有識者で、みなさんの身近な相談相手です。 ご相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

なお、当日ご都合の悪い方は、次のところで行政相談に応じていますので、ご利用ください。

〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎3階 総務省 三重行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課

 総務省行政相談センター

- (注)1 土・日・祝日・上記以外の時間帯は留守番電話で対応します。
 - 2 PHS、 I P電話などをご利用の場合は **059-227-1100**
 - 3 ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音させていただいています。

「なっとく!法務局 町民講座」(要予約)

相続登記はお済みですか? ~法定相続情報証明制度をご存じですか?~

不動産を相続した後、長期間登記をしないで放置しておくと、新たな相続が発生してさらに手続きが複雑になり、不動産が適正に管理されないなど、様々な問題が発生する可能性があります。

本講座において、相続登記手続きや昨年導入された「法定相続情報証明制度」について、法務局職員が分かりやすく説明します。

是非、ご参加ください。

日 時 11月14日(水) 10時から11時30分まで

場 所 朝日町教育文化施設 視聴覚室

受講料 無料

定 員 30名程度 定員になり次第,募集を締め切らせていただきます。

お申込み 津地方法務局四日市支局総務課 TEL 353-4365 (自動音声案内「3」を選択してください。)